

厚生労働省『ものづくりマイスター』による実技指導のご案内（高校編）

R6年度
静岡県地域技能振興コーナー
(静岡県職業能力開発協会)

ものづくりなどに関して優れた技能や経験を有する方を、厚生労働省「ものづくりマイスター」として認定し、その「ものづくりマイスター」を工業高校等に派遣して、生徒達に実践的な実技指導や効果的な技能の継承を行うものです。

1 実技指導の条件

(1) 受講者は1名から利用可能ですが、基本的には複数名での受講をお願いします。

(2) 実技指導回数

実技指導回数は、特定の生徒に過度な件数や回数を控え、公共性を欠かないようにしてください。

対象	実技指導回数
工業高校等	1回～10回

※一日の実技指導は、3時間程を目安としています。

※1つの職種の実技指導回数の上限は、最大10回です。

(3) 工業高校等（農業科・家政科等の専門学校を含む。）における実技指導の内容は、技能五輪全国大会の競技課題又は技能検定試験の実技課題を用いた指導です。指導レベルは原則として技能検定3級相当です。また、実技指導は実習や課題研究などの授業の中で実施することも可能です。

(4) 普通科・商業科等の高校の生徒でも製造・建設業に就職が内定している場合は、技能五輪全国大会の競技課題又は技能検定試験の実技課題を用いた指導に加えて、公共訓練施設を借用して利用が可能です。

2 実技指導の費用・保険・実技指導会場について

(1) ものづくりマイスターへの謝金や旅費は、当コーナー（協会）が負担します。

(2) 実技指導に必要な材料(消耗品)は、受講者1人1回当たり、下記金額を上限として実費を当コーナー（協会）が負担します。ただし、工具や書籍等の購入は対象外です。

受講者1人1回当たり（上限）	2,000円
----------------	--------

材料の手配はマイスター制度をご利用される学校をお願いします。請求書は『静岡県職業能力開発協会会長』宛となります。

(3) 万一の事故に備えて、受講生と責任者の方及び設備には、当コーナーが保険に入り負担します。

(4) 実技指導の会場は、原則として各高校の実習施設等での実施となります。但し、自校に適切な設備がなく、かつ低廉な公共職業訓練施設等がある場合、その施設を利用することが可能です。その賃借料は当コーナーが負担しますが、施設までの交通費はご利用者様の負担となります。

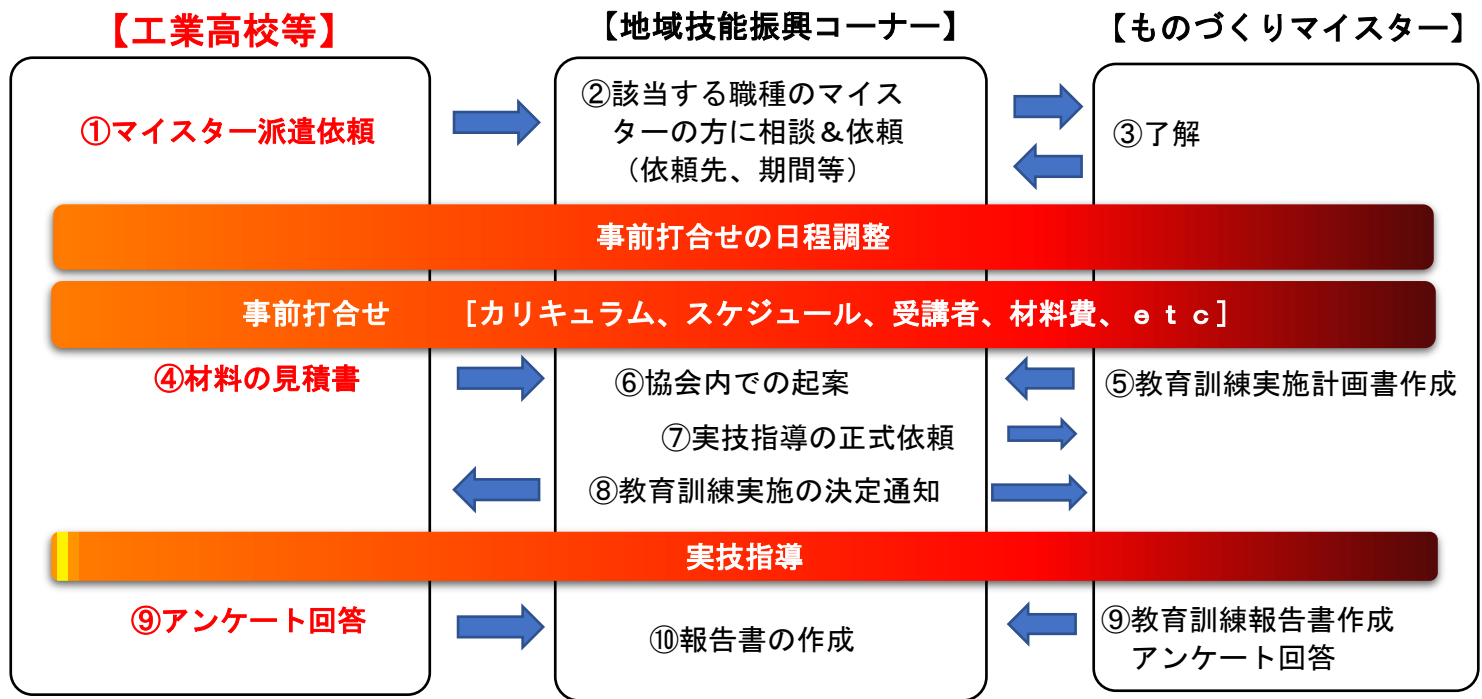
3 その他

(1) ものづくりマイスターの派遣に関する相談がありましたら、お気軽にご連絡ください。

(2) ご希望がある場合には、別紙の『ものづくりマイスター派遣依頼票』をご利用ください。なお、この依頼票は、当協会のホームページ (<https://www.shivada.com/>) 中にある『若年技能者人材育成支援等事業』からもダウンロードできます。

(3) 本年度の予算（高等学校分）にも限りがありますので、ご希望に添えない場合もあります。別紙の『ものづくりマイスター派遣依頼票』の提出は、第1回目の締切りを**5月15日**とし、当コーナーで調整をさせていただきます。なお、後期にマイスター派遣を計画している学校も**第1回目の締切日（5月15日）**までに提出をお願いいたします。

4 実技指導の流れ



5 実技指導の様子

